#### **重要事項説明書**(指定(予防)短期入所生活介護事業)

令和7年10月1日から適用

# 1 施設の概要

### ・利用施設

事業所名 群馬県知事指定(予防)短期入所生活介護事業(指定番号1070202112)

特別養護老人ホーム 高風園

代表者氏名 管理者 中澤 貞治

施設所在地 〒 370-0865

高崎市寺尾町 2412

電話: 027-322-7802 FAX: 027-322-7493

通常の事業の実施地域 高崎市域圏を中心に県下全域を対象

### ・施設の概要

敷地 71,101 ㎡

建物 4238.4 m<sup>2</sup> (内延べ床面積 43,350 m<sup>2</sup>)

利用定員 8人/1日

居室 4人室( 0 室)

2人室(4室)1人室(0室)

※一人あたりの床面積は 7.58~9.19 m<sup>2</sup> (最低基準 4.95 m<sup>2</sup>)

主な設備 食堂および機能訓練室 298.91 ㎡

1 寮浴室 (一般浴室及機械浴室) 154.55 ㎡ 2 寮浴室 (一般浴室及機械浴室) 148.69 ㎡

### ・職員の配置状況及び職務内容

管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

従業者 医師(非常勤) 2名

生活相談員1名以上計画担当介護支援専門員1名以上看護職員4名介護職員30名以上管理栄養士1名以上機能訓練指導員1名

調理員等(業務委託)

事務職員 2名 事務職員は、必要な事務を行う。

#### - 職員の勤務体制

管理者及び介護支援専門員・生活相談員、事務員

平日の8:30~17:30

介護職員 早番 7:15~16:15

日勤 8:30~17:30 遅番 10:00~19:00 夜勤 16:00~10:00 看護職員 早番 8:00~17:00

日勤 9:30~18:30

オンコール体制 18:30~ 8:00

調理員 早番 5:45~14:45

中番 7:30~16:30 遅番 9:30~18:30

# 営業日及び営業時間

営業日は、年間無休です。

営業時間は24時間です。

なお、連絡については通常 8 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分でお受けしますが、緊急の場合には随時対応いたします。

# 2 事業の目的及び運営の方針

#### ・事業の目的

契約者に快適で安定した環境と介護福祉サービスを提供し、心身の状況に応じ、可能な限り自立した自己の意志に基づく主体的な在宅生活が維持できるよう、他のサービス事業所と連携し利用中の日常生活支援を行います。

# ・運営方針

- ア 契約者の人格を尊重し、生活の質の向上を第一に、自己決定に基づく自立支援を通し、真に満足できるサービスをするために、契約者とともに施設を運営していきます。
- イ 地域の社会福祉資源として、多くの県民の皆様が交流できる場を提供するとともに情報提供を積極 的に進め、開かれた施設を目指します。
- ウ 施設として、高齢者の介護技術、施設整備、運営等において専門性を高め、質の高いサービス提供 を目指します。

### サービスの流れ

ご契約に関する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、担当居宅介護支援事業所 (ケアマネージャー) が作成した「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づいて当事業所が「(予防) 短期入所生活介護計画」を定めます。

- ① 当事業所は、居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画に基づき、(予防) 短期入所生活介護計画(以下、計画という。) の原案を作成します。
- ② 担当職員は計画の原案について、契約者・身元保証人等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③ 継続的なアセスメントおよび新たなニーズ把握等を行い、居宅介護支援事業所と連携しサービスの向上に努めます。
- ④ 実施状況の把握(モニタリング) 定期的な利用者に対するモニタリングの結果、計画の変更があると認められる場合は居宅介護支援事業所に報告します。
- ⑤ 居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議で計画の検証・評価を契約者・身元保証人等とと もに行います。
- ⑥ 変更した計画を契約者・身元保証人等に書面にて交付します。

#### 3 施設サービスの内容

(1) 生活指導(相談援助等)

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談出来ます。

(2)機能訓練(日常生活動作訓練)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(3) 介護サービス

居宅サービス計画書に沿って以下の介護を行います。

排泄、食事、着替え、入浴等の介助等

おむつの交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

(4)健康管理支援(健康観察、治療、投薬介助他)

当施設では、内科医師が週2回、精神科医師が月2回来園され、契約者の健康管理支援を行っています。

(5) 給食サービス

食事提供時間 朝食7:40 昼食12:00 夕食18:00

(6) 特別食の提供

おやつや療養食、食形態等を契約者の状態やご希望に合わせて提供しています。誕生日御膳・寿司 屋台・おでん屋台・行事食など、食を楽しむ取り組みをおこなっています。

(7) 余暇活動支援

誕生会や納涼祭などの園内行事や、日々の日中活動支援を行っています。

(8) (予防) 短期入所生活介護計画の作成 居宅介護支援事業所の作成したケアプランをもとに当事業利用に係る計画を作成します。

- (9) 日常費用支払代行
- (10) その他契約者に対する便宜の提供

# 4 契約者負担金

(1) 利用料及びその他の費用の額

別表のとおりです。

(2) 利用負担金のお支払い方法

請求書はサービス提供月の翌月15日頃発行し、郵送にて送付させて頂きます。

支払いは請求書発行月内にお願いします。なお、支払い方法は以下の方法で行う事ができます。

- ・現金支払い(窓口に直接お持ち下さい。領収書を発行致します)
- ・銀行振り込み (請求書に記載された口座にお振り込み頂きます。領収書は振り込み確認月の翌月 の請求書とともに送付致します)
- ・口座振替(請求書に記載された金額を毎月25日に自動振替頂きます。なお、口座は群馬銀行に限り対応可能で、届出書を作成頂く必要がございます。領収書は振替完了月の翌月に請求書とともに送付致します)

### 5 身元保証人及び連帯保証人

- (1)契約締結にあたり、原則、身元保証人及び連帯保証人の就任をお願いします。ただし、社会通念上、 連帯保証人を立てることが困難な場合にあってはこの限りではありません。
- (2) 身元保証人については、できる限り、これまでの暮らしの中で最も身近にいて共に生活されてきた 方、または入園前に介護をされていた方にお願いいたします。
- (3) 身元保証人・連帯保証人は、契約者の利用料等の経済的な債務について、契約者と連携の上、その債務の履行義務を負うことになります。債務の極度額については、1,000 千円とし、身元保証人・連帯保証人で分担して履行することができます(それぞれ500 千円)。これに加え、契約者の入退院や他施設移行などの事情が発生した場合は事業者と連携して手続きが円滑に遂行できるよう協力をお願いします。

- (4)長期入院や加齢・体調等により身元保証人の責務継続が難しい場合は、あらかじめ擁立した代理人、 またはその他のご家族等が身元保証人に就任していただきます。連帯保証人の責務についての継続 が難しい状況が起きた場合は、債権法(民法)を適用し対応させていただきます。
- (5) 施設利用に係る計画書・利用料金の変更については、事業者が身元保証人等に口頭または文書等で 説明させていただき、同意をいただくことになりますのでご協力をお願いいたします。

# 6 個人情報の取り扱い

- (1) 職員は、業務中知り得た契約者及びその家族の秘密を遵守いたします。また、その家族の秘密を遵守させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (2) 医療機関への入院、または介護保険サービス等を利用する場合においては(1)によらず、契約者の健康状態や日常生活介助状況の個人情報を関係機関へ情報提供します。
- (3) 福祉人材育成のため、学生等の実習生やボランティアを受け入れております。
- (4) 契約者・身元保証人等の希望により、介護サービス提供記録を開示します。
- (5) 施設内での生活の様子や外出時の様子などを園内掲示板やインターネットホームページ上等に掲示または掲載させていただきます。また外部監査・検査への情報提供、調査等への情報提供、事件への協力、新聞等メディアへの情報提供をさせて頂く場合もあります。

※掲載及び掲示について □同意します □同意できません

#### 7 緊急時の対応方法

(1) 速やかに管理者および主治医に報告するとともに、適切に対応し、身元保証人等に連絡します。

#### 8 非常災害時の対策

管理者は、防火管理者等を定め、災害事故防止と契約者の安全確保に努めていきます。

#### 9 苦情処理の体制

苦情の申し出があった場合には、苦情解決のための話し合いを行うとともに、その解決方策等について特別養護老人ホーム高風園苦情解決検討委員会において検討いたします。

契約者からの苦情に対応する常設の窓口。

担当者 生活支援グループ リーダー 榎坂 歩美

電 話:027-322-7802 FAX:027-322-7493

※なお、以下に苦情を申し立てることもできます。

施設委員 伊藤 高義 電話:090-4204-6659

群馬県社会福祉事業団苦情解決第三者委員

岩崎 秋雄 電話:0279-23-8975

忠地 久美子 電 話:0270-62-7404

福祉サービス運営適正化委員会 電 話:027-255-6669

群馬県国民健康保険団体連合会 電 話:027-290-1323(苦情相談専用)

高崎市役所 介護保険担当課 電話:027-321-111(代表)

# 10 虐待防止のための取り組み

事業者は、契約者の生命、財産等の安全を確保するため職員教育を中心とした虐待防止に取り組みます。 また、契約者に対する虐待が疑われる事案については、高齢者虐待防止法に従い、すべて自治体または 保険者に通報すると共に適正に対応いたします。

### 11 リスクマネジメント体制の整備

事業者は、想定される様々なリスクに対応するために施設内にリスクマネジメント担当者を配置し、契約者及び事業所全体のリスクへの対応強化を図ります。

# 12 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合には、速やかに身元保証人等および関係市町村等に連絡するとともに、事故にあわれた方の救済、事故拡大の防止など必要な措置を講じます。

また、契約者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

### 13 第三者評価の実施状況

提供するサービスに係る第三者評価は行っていません。

# 14 サービス利用にあたっての留意事項

指定場所以外での喫煙、迷惑行為、宗教活動や政治活動については禁止とさせて頂きます。

居室・設備・器具の使用については目的や用途以外の使用は禁止となります。

面会は通常8:00~19:00を目安にお願い致します。

外出については外出前に外出届けのご記入と提出をお願いします。

# 15 事業者の概要

名 称 群馬県社会福祉事業団

法 人 種 別 社会福祉法人

法人本部所在地 群馬県前橋市新前橋町 13-12

連 絡 先 027-255-6270

その他の(予防)短期入所生活介護運営事業所

特別養護老人ホーム明風園

特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」

特別養護老人ホーム菱風園

### 16 その他

重要事項説明書と同時に契約書にも署名・押印し、それをもって契約開始とします。

特別養護老人ホーム高風園が提供する指定(予防)短期入所生活介護事業のサービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面を交付し、重要な事項について説明し交付しました。

事業者 所在地 高崎市寺尾町 2412

名 称 特別養護老人ホーム高風園

代表者名 園長 中澤貞治 印

説 明 者 所属 生活支援グループ

職氏名 印

私は、契約書及び本書を受領し、事業者から特別養護老人ホーム高風園についての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

身元保証人 住 所

氏 名 (続柄 )印

※保証極度額1,000千円(連帯保証人を擁立する場合は500千円)

署名代行者(身元保証人と同一の場合は記載不要)

住 所

氏 名 (続柄 )印

代 理 人 (法定後見人等または第27条に定める代理人を選定する場合))

住 所

氏 名 (続柄 )印

連帯保証人 住 所

氏 名 (続柄 )印

※保証極度額500千円